

平川市雇用対策 助成金

～市内事業者の皆様へ～

概要

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業において、労働者の雇用の維持を図ろうとする中小企業に対し、雇用の安定及び事業活動の継続を図るため、休業手当の一部を助成します。

内容

被雇用者に対して支払った休業手当から、国から交付される雇用調整助成金を差し引いた額を助成します。
※ただし、市内事業所に関わる手当分とします。

条件

- ①中小企業者のうち、市内に本社又は事業所を持つ法人又は個人であること。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間に雇用調整助成金の交付対象となった者。
- ③市税に未納がないこと。

申請

雇用調整助成金の交付決定を受けた日から2ヵ月以内に、下記の書類を添付し、郵送または持参にて申請してください。

- ①平川市雇用対策助成金交付申請書（様式第1号）
- ②休業実績一覧表（様式第2号）
- ③雇用調整助成金の交付決定通知書の写し
- ④雇用調整助成金の支給申請書の写し
- ⑤預金通帳の写し

期間

申請期間は、令和2年6月22日から令和3年1月30日まで、又は国の支給日から2ヶ月のいずれか早い日までとします。